参考１

介護老人保健施設における増床の形態について

増床については、既存介護老人保健施設（以下「老健」とする）と**同一敷地内での増床であり、増築する場合はその増築部分が併設しているもの**とします。具体的には以下の通りです。

１．増床の形態

①既存老健の一部を改築又は増築し、増床する。
※増築部分を既存老健と室内通路などで繋げる場合などは、長寿福祉課に事前に質問票（Ｐ４３）で確認してください。

具体例）

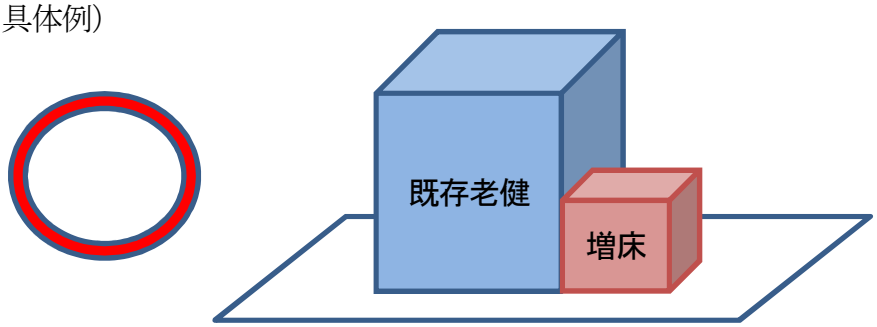

②既存老健の併設事業所や同一建物内の事業所を廃止し、老健を増床する。
※併設事業所の例：通所リハビリテーション事業所や短期入所生活介護事業所など。

具体例）

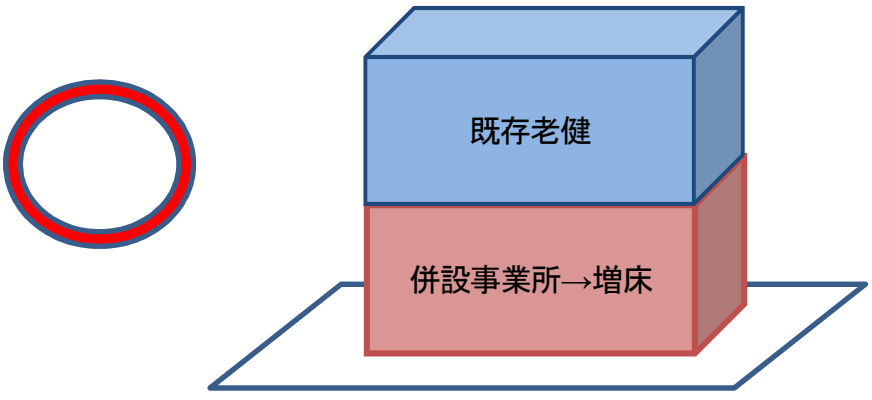

２．注意事項

①増床後の施設についても、介護老人保健施設の設備基準を満たすことを確認のうえ、応募してください。
②同一敷地内であっても、**増床部分のみを別棟で建設する場合は対象となりません。**

具体例）

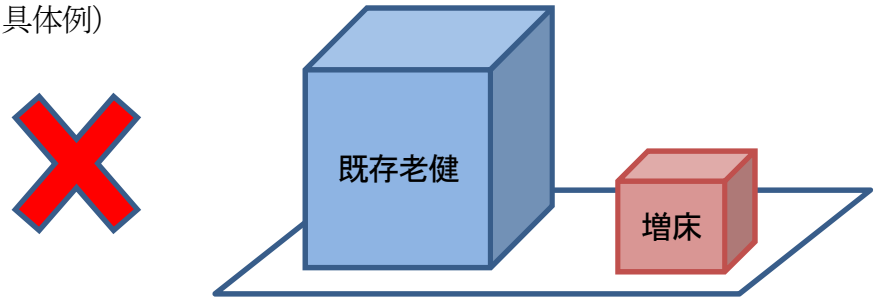

③既存の老健（従来型・ユニット型）と同じ型でなくとも増床対象としますが、開設許可がそれぞれ異なるため、職員配置や設備基準に十分留意してください。
④増床する居室の形態（多床室、個室など）については問いません。
⑤増床に伴い、増床部分に併設する事業を新たに行う場合は、当該併設事業については選定後に別途協議を行うこととします。
※併設事業所の例：通所リハビリテーション事業所や短期入所生活介護事業所など。

	構造上同一建物	構造上別棟だが廊下などでつながっている	別棟
既存老健と同一敷地	○	△ （質問票で事前照会）	×
既存老健と別の敷地	×	×	×

※増床の形態について不明な点がある場合は、事前に質問票（Ｐ４３）で質問を受け付けます。

同一敷地と併設は、以下のとおりとします。

同一敷地

○既存老健が建てられている敷地内の土地。
○既存老健が建てられている敷地に接しており、土地の形状や名義などから同一敷地と認められるもの。

併設

○既存老健と同一敷地内にあり、かつ業務上支障がないと認められる状態で増築部分が存在するもの。